

「公務員たたき」と「市民向けサービス削減」を許さない6.25アピール

大阪市に勤務する人たちは、決して既得権益の保護を求めているわけではありません。働く人たちがすべてが当然に享受している基本的人権が、大阪市職員であることを理由にうばわれることが許されてはなりません。

憲法上の人権は、およそ市民であれば等しく享受しうるものです。公務員も、自己の思想を育み、それを周りに伝え、討論する権利、政治に反映させるべく活動する権利をもっています。公務員も労働者である以上、使用者と対等の立場に立って、自らの権利を確保するため、憲法28条による団結する権利が当然に保障されています。

大阪市職員の政治活動を国家公務員並みに厳しく規制しようとする条例案が、本年7月の大阪市会に提出されようとしています。このような政治活動の規制が職務時間外での公務員個人としての政治活動にも及ぶとすれば、それは憲法21条1項に反するものであると言わざるを得ません。また、政治活動を行った職員を原則として懲戒免職とする旨の規定も検討されているとのことですが、そもそも政治活動の規制自体違憲の疑いが強い上に、懲戒免職をもってそれに対処することは到底許されるものではありません。

橋下市長は、大阪市の各労働組合に対して、市庁舎に置かれてきた組合事務所の一斉撤去を強要しました。このような措置も、大阪市職員の団結権を不当に侵害するものといわねばなりません。労働組合に対するチェック・オフの廃止も労働組合の弱体化を狙ったものというほかありません。

以上のような大阪市職員に対する一連の措置と相まって、橋下市長は、本年4月「施設・事業の見直し（案）」を発表し、男女共同参画センターの廃止、保育料の負担増、敬老パスの自己負担等、福祉、教育に関わる住民サービスの大幅な削減を行おうとしています。福祉や教育のための支出を削減する一方、カジノ誘致等100億円単位の財源を必要とする巨大開発事業については、橋下市長は積極的な姿勢を示しています。このような重大な政策決定において、民主的で冷静な議論がなされたことはありません。

選挙で多数を得た者が「市民から白紙委任を受けた」として、独断で重要なことがらを決定することは、明らかに民主主義に反します。選挙で選ばれた者は、選挙民の意向および反対意見の存在も十分に考慮・熟議し、政策を決定せねばなりません。それは為政者としての当然の責務です。

現在の大阪市政は、「決定できる民主主義」という言葉に囚われ、市民の意向や反対意見の存在について全く考慮することなく、偏った方向に邁進していると思われません。市民の声がどこにあるのか、労働者の声がどこにあるのか、そして、憲法秩序が為政者に何を求め、何を禁止しているのか冷静に検討されるべきです。

公務員として誇りをもち、住民に喜ばれる仕事がしたい、これが大阪市職員の率直な気持ちです。そして、公務員も、労働者として、そして人間として、生きていく権利をもっています。

「大阪市では、子どももお年寄りも大切に扱われる、大阪市に住んで良かった」と思いたいというのが、大阪市民の願いです。

いま一度、憲法の精神に立ち返り、大阪市職員の基本的人権を否定するような一連の政策を改め、またこれまで弱い立場におかれた市民生活を支えてきた市民サービスを一方的に切り捨てる政策を改めるべきです。

ここに、本日の集会参加者一同は、橋下大阪市長に対し、憲法に反する政策を直ちに中止し、真に市民の幸福を目指す施策をすすめることを強く求めます。そして同時に、大阪市会が、憲法

の基本的理念に基づき、大阪市職員の基本的権利を確保し、自由で豊かな市民生活の実現のために、冷静に対処されるよう求めます。

2012年6月25日

「橋下市長に異議あり!!」集会参加者一同

主催：連合大阪法曹団・大阪労働者弁護団・民主法律協会・大阪社会文化法律センター

自由法曹団大阪支部・青年法律家協会大阪支部・大阪民主法曹協会・日本労働弁護団大阪支部